

し尿処理施設「白河地方清掃センター」料金改定のお知らせ

白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村にお住まいの方で、「し尿や浄化槽汚泥（以下「し尿等」と表記）」の汲み取りを依頼している住民の方へのお知らせです。

し尿等の処理は、し尿汲み取り業者（以下「清掃業者」と表記）が汲み取ったものを「白河地方清掃センター（以下「清掃センター」と表記）」に持ち込み、清掃センターにおいて適正に処理しています。

し尿等の汲み取り料金は、清掃業者が徴収しますが、そのうちの一部（処理手数料）が清掃センターの運営経費に充てられています。

し尿等汲み取り料金及び手数料徴収の流れ



現在、清掃センターは、施設の老朽化により修繕費用が増大し、年間の運営経費に2億円を要している状況にあります。処理手数料としては18リットルあたり3円を負担いただき、年間でおよそ500万円（2.5%）の収入となりますが、運営経費のほとんど（97.5%）は税金で賄われております。

このため、10月1日から、清掃センターの処理手数料を18リットルあたり41.4円（10リットルあたり2.3円）に改定することになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改定（値上げ）は、清掃センターの処理手数料についての案内になります。

18リットルあたりの処理手数料

現在（令和8年9月まで）3円



改定後（令和8年10月から）41.4円

【注意1】 処理手数料とは別に、清掃業者の汲み取り・運搬手数料等の費用がかかります。

【注意2】 浄化槽汚泥の場合の費用は、型式、使用人数、使用状況により変わります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

お問合せ：白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課 電話 28-3558